

ふるさと伊東応援推進事業協力事業者募集要項

1 目的

伊東市では、ふるさと納税制度による宿泊施設や観光施設、地元特産品等のPRにより、地元企業の活性化を図るため、寄附者に返礼品としてサービスや商品を提供する企業、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2 募集の要件

協力事業者及び返礼品について、次の要件にすべて適合していることとします。

(1) 協力事業者

- ア 各種法令、条例等に沿った、生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。
- イ 原則、本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が伊東市内にある企業、団体又は個人事業者であること。
- ウ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- エ この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。

(2) 返礼品

以下のア又はイに該当するものとし、取りまとめ会社が必要とする書類の提出が可能であり、かつ換金性の高いもの、金額の記載のある優待券等でないものとします。

ア 体験型ツアー等の参加券

伊東市内で利用できるもので、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 宿泊施設及びゴルフ場の利用券並びに飲食店での食事券
- ② 観光施設等（テーマパーク、博物館、美術館、日帰り入浴等）の利用券
- ③ アクティビティ（ダイビング、陶芸等）の参加券
- ④ 乗り物乗車券（リフト、遊覧船、釣り船、レンタカー、レンタサイクル等）
- ⑤ ①から④のいずれかを組み合わせたパッケージ型の旅行券等

イ 以下の条件を全て満たしている特産品等

- ① 伊東市内で生産、製造、加工のいずれかがなされているもので、市内で販売されるなど、伊東市の返礼品としてふさわしい商品又はPRにつながる商品
- ② 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは可。

3 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品を掲載することにより、事業者名及び返礼品

を全国に広くPRすることができます。

- (2) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレット等を同封していただくことで、自社商品等のPRができます。

なお、協力事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限らせていただきます。ただし、返礼品を発送後、寄附者よりパンフレットの送付依頼があった場合は、この限りではありません。

4 返礼品取りまとめ委託先

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等にかかるデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、伊東市では、寄附の申込及び返礼品の選択を4つのポータルサイト（さとふる・ふるさとチョイス・ふるなび・楽天）で行い、返礼品の運営委託取りまとめ事業者として、それぞれ次の事業者を指定しました。

協力事業者及び返礼品等の選定に当たっては、2の要件のほか、返礼品運営委託取りまとめ事業者の条件にも合致するかどうかを含め、総合的に判断します。

なお、株式会社さとふるが管理するポータルサイト「さとふる」、「ふるさとチョイス」、「ふるなび」には一括して返礼品を掲載することとなります。

【返礼品取りまとめ事業者】

●株式会社さとふる（さとふる、ふるさとチョイス、ふるなび）

〒103-0027 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13階

TEL：03-6895-1883

FAX:03-6895-6146

電子メール：ito-shizuoka-222089@satofull.co.jp

●伊東商工会議所（楽天）

<代表窓口>

〒414-0028 伊東市銀座元町6-1-1 伊東商工会議所

TEL：0557-37-2500

FAX:0557-35-0637

電子メール：info@ito-cci.or.jp

<ふるさと納税業務問合せ窓口>

〒414-0001 伊東市宇佐美1799 有限会社ナカガワ

TEL：0557-47-3723

電子メール：yamaotoko8015yi@feel.ocn.ne.jp

協力事業者と返礼品取りまとめ委託事業者とで返礼品の打合せ等を行っていただきます。

5 申込方法

参加希望の事業者におかれましては、上記、返礼品運営委託取りまとめ事業者にお問い合わせください。

○ 申込書提出先

協力事業者の希望する返礼品取りまとめ委託事業者（1社でも2社でも構いません。）

6 その他の留意事項

- (1) 積極的に伊東市のPR活動に努めていただきます。
- (2) 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、事前に相談願います。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず報告をお願いします。
- (4) 登録された協力事業者又は返礼品が本要綱「2 募集の要件」に定める事項に適合しなくなったと認める場合は、その協力事業者の登録や商品の調達を中止することがあります。